### 北九州市内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針

平成 26 年 7 月 1 日

木材は建築資材として断熱性、調湿性等に優れ、心身への癒し効果も認められているなど 快適な住環境の創出に寄与している。また、再生可能な資源である木材は、大気中の CO<sub>2</sub> を 吸収、蓄積し、地球温暖化対策にも貢献している。このような地球環境にやさしい木材の利 用を促進し、持続可能な社会の実現を図るため、北九州市内の公共建築物等における木材の 利用の促進に関する方針(以下「本方針」という。)を定めるものである。

本方針は、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。)第 9 条第 1 項の規定に基づき、「福岡県内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」(平成 24 年 1 月 30 日付け林振第 2698 号。)に即して、以下のとおり定めるものである。

なお、本方針は、木材価格の変動や市内産木材の需給状況等本市林業を取り巻く諸情勢及 び木材の利用状況等に応じて適宜見直すものとする。

### 第1 市内の公共建築物等における木材の利用のための施策に関する基本的事項

1 木材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第1項各号及び同法施行令(平成22年政令第203号)第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のとおりとする。

(1) 市が整備する公共の用又は公用に供する建築物

これらの建築物には、広く市民の利用に供される以下の施設が含まれる。

| 社会教育・体育施設 | 図書館、美術館、青少年自然の家、博物館、記念館、体育館、 |
|-----------|------------------------------|
|           | 水泳場、生涯学習センターなど               |
| コミュニティ施設  | 市民センター、高齢者いこいの家              |
| 保健·衛生施設   | 病院、診療所、保健所など                 |
| 社会福祉施設    | 児童福祉施設、老人福祉施設、障害福祉施設など       |
| 教育・研修施設   | 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、     |
|           | 専修学校、各種学校、研修所、講習所、学童保育クラブなど  |
| 行 政 施 設   | 本庁舎、区役所、出張所など                |
| 住 宅 施 設   | 市営住宅                         |
| 研 究 施 設   | 試験場、研究所など                    |
| その他の施設    | 公共交通機関の旅客施設など                |

(2) 市以外の団体等が整備する上記(1) に準ずる建築物

これらの建築物には、市広く市民の利用に供される以下の施設が含まれる。

| 社会教育•体育施設 | 美術館、記念館、水泳場など              |
|-----------|----------------------------|
| コミュニティ施設  | 集会所など                      |
| 保健·衛生施設   | 病院、診療所など                   |
| 社会福祉施設    | 児童福祉施設、老人福祉施設、障害福祉施設など     |
| 教育·研修施設   | 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、各種学校、研修所、 |
|           | 講習所など                      |
| 住 宅 施 設   | 社員住宅                       |
| その他の施設    | 公共交通機関の旅客施設など              |

2 市内の公共建築物等における木材の利用の促進のための施策の具体的方向以下のとおり施策の方向を定め、木材の利用の促進を図ることとする。

## (1) 公共建築物の木造・木質化の促進

下記3 木造化(注1)を促進する公共建築物の範囲に該当するものについて、可能な限り木造化を図るものとする。

また、木造化が困難な施設においても、可能な限り内装等の木質化(注2)に努める ものとする。

(2) 公共土木工事における木材利用の促進

公共土木工事においては、周辺の環境との調和を考慮した木材利用、また、土木用資材として、木材の有効利用及び環境に配慮した木材の活用に努めるものとする。

(3) 備品等における木製物品の利用促進

公共建築物において使用される机、いす、書棚等の備品及び紙類、文具等の消耗品について、木材を原材料としている物品の利用の促進に努めるものとする。

(4) 木質バイオマス燃料の利用促進

公共建築物において使用される暖房器具について、適切な維持管理や木質バイオマス 燃料の安定的な供給確保等を総合的に検討し、その利用に努めるものとする。

(5) 市民への啓発

公共建築物等の木造・木質化の事例や木材利用の意義や木材の良さについて、ホームページや広報紙を通じて市民にわかりやすく広報し、啓発するものとする。

### 3 木造化を促進する公共建築物の範囲

中高層の建築物や面積規模の大きい建築物においては、求められる強度、耐火性等の性能を満たすために極めて断面積の大きな木材を使用する必要があるなど、現状では、構造計画やコスト面で木造化が困難な場合もある。

このため、公共建築物の整備においては、上記1 木材の利用を促進すべき公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層(注3)の公共建築物において、木造化を促進するものとする。

なお、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用について、積極的に検討しつつ木質化を促進するものとする。

ただし、建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断される以下の公共建築物については、木造化を促進する対象としないものとする。

### ○木造化を促進する対象としない建築物の例

- ・災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設
- ・治安上の目的から木造以外の構造とすべき施設
- ・危険物を貯蔵又は使用する施設
- ・木造以外の構造であって、伝統的建築物その他の文化的価値の高い施設
- ・文化財等を収蔵又は展示する施設で保安または防火上の目的から木造以外の構造とすべき 施設 など

## 第2 市が整備する公共建築物等における木材の利用の目標

(1) 公共建築物の木造・木質化の推進

ア 公共建築物の木造化

市は、その整備する公共建築物のうち、上記第1の3 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、可能な限り木造化を図る。

イ 公共建築物の内装等の木質化

市は、その整備する公共建築物について、高層・低層にかかわらず、直接又は報道機関等を通じて間接的に市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、可能な限り内装等の木質化を推進する。

なお、上記(1)ア及びイにおける木材利用にあたっては、市内の森林整備の促進、 関連産業や山村等の振興を図るため、県産木材(注4)を可能な限り使用するものと する。

ただし、長尺、大断面等の特殊材で、県内における調達が困難な木材については、 県域を越えた木材の調達を検討し、木材利用促進に努めるものとする。

(2) 公共土木工事における木材利用の推進

市は、公共土木工事において使用される工事用資材について、木材の利用に努めるものとする。

また、公共土木工事における木材利用にあたっては、県産木材を可能な限り使用する ものとする。

(3) 備品等における木製品の利用推進

市は、公共建築物において使用される備品及び消耗品について、間伐材などの木材を 原材料として使用したものの利用に努めるものとする。

### (4) 木質バイオマス燃料の利用促進

市が、暖房器具を新設又は更新する場合は、適切な維持管理や木質バイオマス燃料の 安定的な供給確保等を総合的に検討したうえで、木質バイオマスを燃料とするものの導 入に努めるものとする。

### (5) 市民への啓発

公共建築物の木造・木質化の事例を市ホームページ等に掲載し、木材利用の意義や木 材の良さについて、市民にわかりやすく広報し、啓発するものとする。

# 第3 その他市内の公共建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

#### 1 市の推進体制に関する事項

公共建築物における木材の利用の促進を図るため、北九州市役所全組織で構成する北九州市公共建築等における木材の利用の促進庁内連絡会議(以下「庁内連絡会議」という。)を設置する。

庁内連絡会議の事務局は、国及び県と連携し、市及び市以外の者が整備する公共建築物等の情報や公共建築物等における木材の利用の促進に関する施策についての情報を収集し、発信するものとする。

2 公共建築物等の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物等の整備において、木材を利用するに当たっては、一般に流通している木材を使用する等の設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、建設コストの適正な管理を図ることが重要である。

また、建設コストのみならず、計画・設計等段階から、ライフサイクルコスト、利用者のニーズ及び木材の利用による付加価値等を総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。

3 関係機関との連携に関する事項

市は、公共建築物等の整備の用に供する木材の適切な供給の確保を図るため、市内の木材事業者や林業事業体など、関係者との連携強化に努めるものとする。

- (注1)「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上重要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいう。
- (注2)「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。
- (注3)「低層」とは、高さ 13m 以下かつ軒高 9m 以下で、延べ床面積 3,000 ㎡以下の建築 基準法の耐火性能を求めない建築物をいう。ただし、体育館等の 1,000 ㎡以上の大空間を 有する施設で、防火壁の設置が困難なものは、1,000 ㎡以下とする。
- (注4)「県産木材」とは、県内で生育・伐採された木材で、福岡県産木材供給体制推進協議会の県産木材認証事業体又は福岡県産木材供給連絡協議会が発行する証明書があるものをいう。